

みんなの力で地域を守る！地域防災力向上推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

災害時の初動の要となるのは、自助・共助であり、これを推進するために、県民の防災に対する意識の啓発、知識・技能の習得や向上に携わる「人づくり」、いわゆる地域防災リーダーの育成が求められる。

地域防災リーダーの育成強化を図るため、これまで行ってきた防災士の養成や能力向上に引き続き取り組むとともに、今後さらに活性化が必要な自主防災組織の活動強化を図ることにより、地域の防災力向上を推進する。

事業実施主体

県

対象事業等

- 1 防災士養成研修事業
地域（自治会、自主防災組織等）、事業所、福祉施設、教育・保育施設等において防災活動の中核となる防災士を養成する。
- 2 防災士スキルアップ研修事業
防災士資格取得者を対象に、防災士として活動するための知識・技能の習得・向上を図るため、災害時に必要となる実技等に関する研修を実施する。
- 3 防災士活動支援事業
(1) 自主防災活動に携わる自主防災組織（自治会等含む）の長等を対象に、ブロック単位での研修会を実施する（県内4会場）。
(2) 自主防災組織や自治会（住民）、学校（PTA）等を対象に防災士等を講師として派遣し、自主防災活動（自助・共助）の基盤の強化・拡大を図る（年間100回程度）。
- 4 自主防災組織育成助成事業
市町村が自主防災組織に対して行う資機材整備事業に対して補助を行う。
補助対象額：1／3又は1／4以内

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (防災計画担当)	電話番号	26-7066 内線6186
-------	-----------------------------	------	-------------------

総合防災訓練強化事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

事業の目的・概要

想定しうる災害に対応できるよう、年間を通じて実践型の訓練を体系的に実施し、県の災害対応力の向上を図るとともに、様々な防災関係機関同士の”顔の見える関係”の構築を図る。

さらに、市町村などが主催する防災訓練に参加するなど、”顔の見える関係”を踏まえたより強固な連携を図るとともに、県民の防災意識の向上を図る。

事業実施主体

県、市町村、防災関係機関、住民

対 象 内 容

- 1 防災訓練大綱の策定
毎年度4月に訓練大綱を策定
- 2 図上訓練の実施
毎年度2回程度の図上訓練を実施
- 3 総合防災訓練の実施（30年度は小林市、えびの市、高原町で実施）
県、市町村、防災関係機関等による総合防災訓練の実施
- 4 防災関係機関主催訓練への参加
- 5 2～4を踏まえた体制の見直しや機能強化策の検討

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (危機管理担当)	電話番号	26-7618 内線3869
-------	-----------------------------	------	-------------------

自助・共助による減災力強化総合啓発事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

南海トラフ地震等の大規模災害において「命」を守るためには、個人や家庭、地域で日ごろから災害に備えておくことが極めて重要である。いつ発生するか分からない災害に対する県民の備えを促進するため、これまでの取組をより充実させるとともに、さらなる普及・啓発の強化による減災力の向上を図る。

事業実施主体

県

対象事業等

- 1 減災行動集中啓発キャンペーン事業
 - (1) 防災啓発情報発信の強化
テレビ、ラジオ、雑誌、SNS等の各種媒体を効果的に組み合わせた「耐震化（家具の固定含む）」「早期避難」「備蓄」の3つの減災行動の情報発信
 - (2) 防災啓発イベントの実施
 - ① 宮崎県防災の日（5月第4日曜日）における防災の日フェアの実施
 - ② 全国防災週間（8/30～9/5）における「耐震化」推進キャンペーンの実施
 - ③ 津波防災の日（11/5）における県民一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練）の実施
 - ④ 東日本大震災の日（3/11）における防災講演会の開催
- 2 防災減災普及啓発事業
関係部局・関係団体と連携した防災研修会の開催及び研修会等で使用する啓発資料・パンフレット等の作成

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (防災計画担当)	電話番号	26-7066 内線2346
-------	-----------------------------	------	-------------------

減災力強化推進事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

事業の目的・概要

南海トラフ巨大地震から県民の生命を守るためには、津波避難タワー等の整備を加速させる必要があるため、沿岸市町に対する支援を行う。
また、市町村の高台等の避難場所や避難経路の整備、指定避難所の機能強化、避難訓練に対する支援を行い、県民の大規模災害からの安全確保を推進する。

事業実施主体

市町村

対象事業等

- 1 津波避難施設整備促進事業（交付金）
津波避難対策緊急事業計画（南海トラフ地震対策特措法第十二条）に基づき津波避難タワー等の新設を行う沿岸市町に対して支援を行う。
- 2 避難場所・指定避難所・避難経路等整備促進事業（補助金）
市町村が大規模災害に備え実施する避難場所確保対策（避難場所の整備、避難経路・高台等への階段、表示板の整備など）や指定避難所の機能強化に対して支援を行う。
- 3 地域避難訓練活性化事業（補助金）
市町村が実施する共助による訓練（学校・民間企業等との合同訓練、福祉施設等との要支援者対象の訓練、夜間訓練、図上訓練、避難計画作成など）に対して支援を行う。

補助率等

- 1 津波避難施設整備促進事業
（交付額）公共事業等債充当後の一般財源相当額全額（ただし、交付金算定対象は本体工事費及び用地補償費とする）
- 2 避難場所・指定避難所・避難経路等整備促進事業
（補助率）1／3、1／4 （補助限度額）700千円／1箇所
- 3 地域避難訓練活性化事業
（補助率）1／2、1／3 （補助限度額）100千円／1箇所

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (南海トラフ巨大地震対策担当)	電話番号	26-7949 内線6189
-------	------------------------------------	------	-------------------

地域防災組織育成助成事業

(コミュニティ助成事業)

－ (一財) 自治総合センター －

事業の目的・概要

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- 事業区分に従い、次のとおり
- ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織
 - イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ 市町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ 市町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合

対象事業等

- ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業
- エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業
- オ 女性消防隊が初期活動を行うために必要となる D - 1 級軽可搬消火ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業
- カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業

補助額

- ア 30万円から200万円まで
- イ 50万円から100万円まで
- ウ 100万円を上限とする。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
- エ 40万円を上限とする。
- オ 100万円を上限とする。
- カ 100万円を上限とする。

平成29年度実績
宮崎市、都城市、延岡市、西都市、えびの市、三股町

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (防災計画担当)	電話番号	26-7066 内線6186
-------	-----------------------------	------	-------------------

南海トラフ地震応急対策構築支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

事業の目的・概要

平成28年3月に県が策定した『「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画』を受けて、また、平成28年4月に発生した熊本地震における発災後の被災者等への支援に係る課題等を踏まえ、県内市町村が策定する受援計画等に位置付けられる拠点等の機能強化のための資機材の調達等に対して支援を行う。

事業実施主体

市町村

対象事業等

県の計画に基づき市町村が策定する受援計画に位置付けられた拠点等について、運営に必要な資機材の調達等にかかる費用について補助を行う。

※『「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画』を受けて、県内市町村が受援計画等（地域防災計画の見直しを含む）を策定することを前提とする。

補助額

(補助率) 1/3、1/4

(補助限度額) 3,000千円/市町村

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (南海トラフ巨大地震対策担当)	電話番号	26-7949 内線6189
-------	------------------------------------	------	-------------------

消防体制強化支援事業

(事業開始年度：平成 28 年度)

事業の目的・概要

地震、津波、風水害及び火災などの大規模災害に対応するため、消防本部や消防団が行う消防防災活動に必要な資機材等の整備を促進するとともに、緊急消防援助隊の体制強化に対する支援を行う。また、消防団拠点施設の改修及び安全対策を支援することで消防団員の確保対策にも資する。

事業実施主体

県市町村（一部事務組合を含む）

対象事業等

- 1 市町村補助事業
 - ① 消防団装備充実強化事業 8, 150 千円
消防団の装備の基準改正により追加された資機材等
 - ② 大規模災害に対応する消防力強化事業 20, 000 千円
市町村等が大規模災害へ対応するために必要な災害防ぎょ用資機材、災害活動用資機材等
 - ③ 女性消防団活動資機材整備事業 500 千円
訓練用資機材、研修用視聴覚資機材等
 - ④ 消防団活動環境整備事業 5, 500 千円
消災害対応の拠点となる消防団施設の安全対策、環境改善に係る改修等
- 2 県事業
 - ① 緊急消防援助隊合同訓練経費 500 千円
県総合防災訓練等における仮設施設の設置等
 - ② 広域応援体制強化訓練経費援助隊訓練用事務費 300 千円
緊急消防援助隊の全国訓練、九州ブロック訓練への参加経費等

補助率

- 1 ①②④ 1 / 3 以内（財政力指数により 1 / 4）
- 1 ③ 1 / 2 以内（財政力指数により 1 / 3）

県内事例

- 平成 29 年度交付実績
- 消防団装備充実強化事業 9, 402 千円
宮崎市外 11 団体（活動服、防火衣、無線機、救命ボート、背負式水のう、耐切創手袋、安全靴、安全帽など）
 - 大規模災害に対応する消防力強化事業 22, 528 千円
都城市外 19 団体（発電機付投光器、心電図モニター、小型動力ポンプ、マルチコプター、小型動力ポンプ付積載車など）
 - 女性消防団活動資機材整備事業 409 千円
宮崎市（消防団員用活動服）
 - 消防団活動環境整備事業 692 千円
宮崎市、高原町（ホース乾燥塔ロープ交換、消防団施設改修）

県主管課名	総務部 危機管理局 消防保安課 (消防担当)	電話番号	26-7627 内線 6103
-------	---------------------------	------	--------------------

防災・安全交付金（都市防災総合推進事業）

（事業開始年度：平成24年度）

— 国土交通省都市局都市安全課 —

事業の目的・概要

密集市街地や地震・津波発生時に大規模な災害が想定される市街地において避難路、避難施設の整備等のハード対策から、危険度判定調査等のソフト対策まで、多種多様なメニューにより、総合的な防災対策を支援する。

対象事業等

地方公共団体が作成する都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業

（1）災害危険度判定調査

〔目的〕地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性の認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の機運を高める。

〔交付対象〕建物倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度の判定に関する調査

〔事業主体〕都道府県、市町村

〔交付率〕1／3

（2）住民等のまちづくり活動支援

〔目的〕住民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

〔交付対象〕地区住民等に対する啓発活動、まちづくり協議会の活動への助成、地区のまちづくり方針の作成

〔事業主体〕市町村

〔交付率〕1／3

（3）地区公共施設等整備

〔目的〕都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

〔交付対象〕密集市街地における防災上重要な都市公園、地区公共施設（道路、公園、広場など）、防災まちづくり拠点施設（避難所、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫など）

〔事業主体〕都道府県、市町村

〔交付率〕1／2（用地費1／3）又は2／3※

※南海トラフ特措法に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施され、津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所又は避難経路の整備

県内事例

宮崎市全域（宮崎市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 延岡市全域（延岡市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 日南市全域（日南市）：地区公共施設等整備
 日向市全域（日向市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 串間市全域（串間市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 新富町全域（新富町）：地区公共施設等整備
 高鍋町全域（高鍋町）：地区公共施設等整備

県主管課名	県土整備部 都市計画課 （まちづくり推進担当） 総務部 危機管理局 危機管理課 （南海トラフ巨大地震対策担当）	電話番号	26-7192 内線3018 26-7949 内線6189
-------	--	------	--